

杉並区教育ビジョン 2022 推進計画の一部修正等について

杉並区教育ビジョン 2022 推進計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）について、区の「杉並区総合計画」・「杉並区実行計画」等の毎年度修正と整合を図るとともに、改定時には想定しえなかった状況の変化に対応するため、一部修正等を行いましたので、以下のとおり報告します。

1 修正等の概要

- （1）修正事業数 6 事業
新規追加 業務量管理・健康確保措置実施計画
- （2）修正事業等
 - ①基本方針1 計画事業5 部活動の充実
計画事業6 特別支援教育の充実
計画事業8 教育相談体制の充実
計画事業9 不登校児童・生徒支援体制の整備
 - ②基本方針3 計画事業2 区立学校の増改築
 - ③基本方針4 計画事業4 区立学校における働き方改革の推進
 - ④新規追加 業務量管理・健康確保措置実施計画

2 修正等の詳細

資料1のとおり

3 「杉並区教育ビジョン 2022 推進計画」に係る今後の改定スケジュール（予定）

- 令和8年10月 教育委員会における改定方針の決定
- 令和9年2月頃 第1回区議会定例会（文教委員会）への改定案の報告

杉並区教育ビジョン 2022推進計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

一部修正

令和8（2026）年3月

杉 並 区 教 育 委 員 会

1 計画修正の趣旨

令和 7（2025）年 12 月 16 日付け、教育委員会において決定された「杉並区教育ビジョン 2022 推進計画の修正に関する基本方針」に基づき、杉並区教育ビジョン 2022 推進計画（令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度）について、区の「杉並区総合計画」・「杉並区実行計画」等の毎年度修正と整合を図るとともに、改定時には想定しえなかった状況の変化に対応するため、一部を修正する。

2 計画修正の概要（修正 6 事業、「業務量管理・健康確保措置実施計画」新規追加）

- （1）基本方針 1 計画事業 5 部活動の充実
 - 計画事業 6 特別支援教育の充実
 - 計画事業 8 教育相談体制の充実
 - 計画事業 9 不登校児童・生徒支援体制の整備
- （2）基本方針 3 計画事業 2 区立学校の増改築
- （3）基本方針 4 計画事業 4 区立学校における働き方改革の推進
- （4）業務量管理・健康確保措置実施計画

現 行

5 部活動の充実

部活動は、子どもたちの自主的、自発的な参加によって行われ、教科学習とは異なる集団での活動を通じて、人格形成や健全育成に大きな役割を果たしています。一方、少子化の進展により生徒数の減少が進むことや部活動の指導等を担う教員に大きな負担があることから、これまでと同様の体制で部活動を運営することはますます困難になっています。

こうしたなか、国は、部活動に関するガイドラインを策定し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和 5(2023)年度から令和 7(2025)年度までの 3 年間で改革推進期間と位置付け、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示しました。

このことを受けて、区は、生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、「学校部活動の地域クラブ活動への移行」を視野に入れた取組を実施します。また、引き続き部活動指導員の配置等を行い、部活動支援の充実を図ります。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動 ^{※1} の実施【実】	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校 1 校	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校 3 校 (拠点校方式 ^{※2})	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校 3 校 (拠点校方式) 拡充検討	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校 3 校 (拠点校方式) 拡充検討
部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討【実】	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討
部活動活性化事業 ^{※3} の実施【実】	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施
部活動指導員の配置【実】	部活動指導員の配置 2 人 (累計 8 人)	部活動指導員の配置 4 人 (累計 12 人)	部活動指導員の配置 4 人 (累計 16 人)	部活動指導員の配置 4 人 (累計 20 人)	部活動指導員の配置 12 人 (累計 20 人)
外部指導員の配置【実】	外部指導員の配置 360 回/校	外部指導員の配置 410 回/校	外部指導員の配置 410 回/校	外部指導員の配置 410 回/校	外部指導員の配置 1,230 回/校

※1 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動:最終的に地域クラブ活動に移行できるように、技術指導の他、大会の引率・審判の実施等を事業者^{※3}に委託し、実施する活動

※2 拠点校方式:複数校の生徒が1つの拠点に集い活動を実施する方式

※3 部活動活性化事業:技術指導を事業者^{※3}に委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

5 部活動の充実

部活動は、子どもたちの自主的、自発的な参加によって行われ、教科学習とは異なる集団での活動を通じて、人格形成や健全育成に大きな役割を果たしています。一方、少子化の進展により生徒数の減少が進むことや部活動の指導等を担う教員に大きな負担があることから、これまでと同様の体制で部活動を運営することはますます困難になっています。

こうしたなか、国は、部活動に関するガイドラインを策定し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和 5(2023)年度から令和 7(2025)年度までの 3 年間で改革推進期間と位置付け、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示しました。

このことを受けて、区は、生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、「学校部活動の地域クラブ活動への移行」を視野に入れた取組を実施します。加えて、部活動を地域主体の活動として展開するなど、中学生の放課後等の活動の更なる充実を図ります。また、引き続き部活動指導員の配置等を行い、部活動支援の充実を図ります。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動※1の実施【実】	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校 1 校	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校 3 校 (拠点校方式※2)	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校 3 校 (拠点校方式) 拡充検討	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校 3 校 (拠点校方式) 拡充検討
部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討【実】	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域主体の活動への移行 実施	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討 部活動の地域との連携及び地域主体の活動への移行 実施
部活動活性化事業※3の実施【実】	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施
部活動指導員の配置【実】	部活動指導員の配置 2 人 (累計 8 人)	部活動指導員の配置 4 人 (累計 12 人)	部活動指導員の配置 4 人 (累計 16 人)	部活動指導員の配置 4 人 (累計 20 人)	部活動指導員の配置 12 人 (累計 20 人)
外部指導員の配置【実】	外部指導員の配置 360 回/校	外部指導員の配置 410 回/校	外部指導員の配置 410 回/校	外部指導員の配置 390 回/校	外部指導員の配置 1,210 回/校

※1 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動:最終的に地域クラブ活動に移行できるように、技術指導の他、大会の引率・審判の実施等を事業者へ委託し、実施する活動

※2 拠点校方式:複数校の生徒が1つの拠点に集い活動を実施する方式

※3 部活動活性化事業:技術指導を事業者へ委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

【令和 7(2025)年度修正の理由】

部活動のあり方の検討を踏まえ、一部の部活動を地域主体の活動に移行する条件が整うなど、現計画に基づく取組が進展したことに伴い修正を行う。また、部活動を地域主体の活動として展開することに伴い、地域連携の取組の一つである外部指導員の配置回数を修正する。

基本方針	1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります
------	------------------------------------

現 行

6 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもが増加し、その教育的ニーズも多様化していることから一人ひとりに応じた適切な教育環境の充実を図る必要があります。

そのため、早期からの支援を希望する保護者や子どもに対し、就学前後の切れ目ない相談を実施することにより、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育につながるよう支援を行います。

また、特別支援教育の理解推進及び区立学校の特別支援教育の専門性向上の中心的役割を担うため、区立済美養護学校に特別支援教育のセンター的機能を発揮するための仕組みを構築し、特別支援教育コーディネーターの巡回による相談・助言や理解啓発活動を進めるとともに、特別支援学級の設置・充実に向けた検討を行います。

一方で、通常の学級においても特別な支援を必要とする子どもが増加していることから、通常学級支援員※1を区の実行計画に基づき計画的な増員を図っていきます。さらに、通常学級介助員ボランティア※2を配置するとともに、学習面で困難を抱える子ども達の教育的ニーズに応じた支援のため、学習支援教員を引き続き配置していきます。

これらの取組によって、障害等により特別な支援を必要とする子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた学びが行えるよう、個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図っていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
就学前後の切れ目ない相談支援の実施【実】	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施
学習支援教員の配置【実】	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校
通常学級支援員の配置【実】	通常学級支援員の配置 77 人	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充
通常学級介助員ボランティアの配置【実】	通常学級介助員ボランティアの配置 延べ 4,717 日	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置
小学校特別支援学級(固定級・知的障害)の設置【実】	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 改修 1 校 (累計 10 校)	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 開設 1 校 (累計 11 校)	-	-	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 開設 1 校 (累計 11 校)
済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり	-	-	済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり <u>検討</u>	済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり <u>検討・実施</u>	済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり 検討・実施
特別支援学級の設置・充実に向けた検討	-	-	特別支援学級の設置・充実に向けた検討	特別支援学級の設置・充実に向けた検討	特別支援学級の設置・充実に向けた検討

※1 通常学級支援員: 通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行う非常勤職員

※2 通常学級介助員ボランティア: 通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行うボランティア

6 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもが増加し、その教育的ニーズも多様化していることから一人ひとりに応じた適切な教育環境の充実を図る必要があります。

そのため、早期からの支援を希望する保護者や子どもに対し、就学前後の切れ目ない相談を実施することにより、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育につながるよう支援を行います。

また、特別支援教育の理解推進及び区立学校の特別支援教育の専門性向上の中心的役割を担うため、区立済美養護学校に特別支援教育のセンター的機能を発揮するための仕組みを構築し、特別支援教育コーディネーターの巡回による相談・助言や理解啓発活動を進めるとともに、特別支援学級の設置・充実に向けた検討を行います。

一方で、通常の学級においても特別な支援を必要とする子どもが増加していることから、通常学級支援員※1を区の実行計画に基づき計画的な増員を図っていきます。さらに、通常学級介助員ボランティア※2を配置するとともに、学習面で困難を抱える子ども達の教育的ニーズに応じた支援のため、学習支援教員を引き続き配置していきます。

これらの取組によって、障害等により特別な支援を必要とする子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた学びが行えるよう、個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図っていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
就学前後の切れ目ない相談支援の実施【実】	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施
学習支援教員の配置【実】	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校
通常学級支援員の配置【実】	通常学級支援員の配置 77 人	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充
通常学級介助員ボランティアの配置【実】	通常学級介助員ボランティアの配置 延べ 4,717 日	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置
小学校特別支援学級(固定級・知的障害)の設置【実】	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 改修 1 校 (累計 10 校)	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 開設 1 校 (累計 11 校)	-	-	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 開設 1 校 (累計 11 校)
済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり	-	-	済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり <u>検討・実施</u>	済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり <u>実施</u>	済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり 検討・実施
特別支援学級の設置・充実に向けた検討	-	-	特別支援学級の設置・充実に向けた検討	特別支援学級の設置・充実に向けた検討	特別支援学級の設置・充実に向けた検討

※1 通常学級支援員:通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行う非常勤職員

※2 通常学級介助員ボランティア:通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行うボランティア

【令和 7(2025)年度修正の理由】

令和 7(2025)年度中に済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくりの検討が完了し、実施することができたため。

現 行

8 教育相談体制の充実

不登校児童生徒の増加とともに相談内容も多様化しているため、児童生徒一人ひとりの相談に適切かつ早急に対応するには、学校内外の教育相談体制を強化していく必要があります。このため、児童生徒が学校で身近に相談できるスクールカウンセラー※¹の配置日数を拡充し、スクールソーシャルワーカー※²を拠点となる学校に配置し近隣校を巡回する方式への変更を段階的に進めることで、学校や地域の実情に応じた支援に取り組んでいきます。さらに、各学校で教育相談コーディネーターとして指名された教員が中心となって、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら児童生徒が抱える問題に対応できるよう、学校への助言等による支援を行っています。

また、いじめ重大事態が複数発生したことやいじめ認知件数の増加傾向などを踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する「杉並区いじめの防止等に関する条例」を制定しました。これに伴い、条例の基本理念等に関する普及啓発を行います。加えて、いじめの未然防止のため、いじめに関する授業の充実を図るとともに、児童生徒1人1台専用タブレット端末を活用したアンケート※³の実施校数を増やすほか、教員の職層に応じたいじめに関する研修を拡充し、いじめの早期発見に取り組めます。さらに、教育委員会の附属機関である「いじめ問題対策委員会」に調査部会・専門調査員を設置し、調査審議体制を強化することで、いじめ重大事態への迅速な対応を行い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう取り組みます。

このほか、学校の多様化・複雑化した問題に、早期に対応するために、これまで組織的な学校支援を行ってきた済美教育センター「教育SAT※⁴」について、心理士等の職員を加え、「学校問題対応支援係(愛称: CEDAR)」として本庁組織に新たに設置し、体制を強化します。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
教育相談の体制等整備【実】	スクールカウンセラーの配置 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校
	スクールソーシャルワーカーの派遣 小中学校全校	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣
	教育相談コーディネーターの指名 小学校4校 中学校4校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校
	済美教育センターにおける教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施
いじめ対策の充実【実】	-	杉並区いじめの防止等に関する条例 検討・制定	杉並区いじめの防止等に関する条例 普及啓発	杉並区いじめの防止等に関する条例 普及啓発	杉並区いじめの防止等に関する条例 検討・制定 普及啓発
	いじめに関する授業実施 小中学校全校	いじめに関する授業実施 小中学校全校	いじめに関する授業実施 小中学校全校 弁護士による授業の実施 小学校4年生 中学校1年生	いじめに関する授業実施 小中学校全校 弁護士による授業の実施 小学校4年生 中学校1年生	いじめに関する授業実施 小中学校全校 弁護士による授業の実施 小学校4年生 中学校1年生

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
	-	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート実施	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート 実施校数の拡大	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート 実施校数の拡大	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート 実施校数の拡大
	教員の職層に応じた研修実施	教員の職層に応じた研修実施	教員の職層に応じた研修 実施・拡充	教員の職層に応じた研修 実施・拡充	教員の職層に応じた研修 実施・拡充
いじめ重大事態への対処	いじめ問題対策委員会の見直し検討	いじめ問題対策委員会の見直し 検討・実施	いじめ問題対策委員会の見直し 部会・専門調査員の設置・運用	いじめ問題対策委員会の見直し 部会・専門調査員の運用	いじめ問題対策委員会の見直し 検討・実施 部会・専門調査員の設置・運用
教育SAT体制の充実【実】	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実

- ※1 スクールカウンセラー：いじめや不登校等の未然防止や解決、学校内の教育相談体制の充実のために配置している心理職の専門家
- ※2 スクールソーシャルワーカー：問題を抱えた子どもと家庭・地域・学校・関係機関等に対して調整・仲介役としての役割を担い、子どもを取り巻く様々な環境に働きかけ、子どもの生活改善を支援する福祉の専門家
- ※3 児童生徒1人1台専用タブレット端末を活用したアンケート：インターネット環境を活用し、教員が児童生徒の状態を多角的に把握することを目的としたアンケート。アンケート結果を可視化し、いじめや不登校等の早期発見に繋げる
- ※4 教育 SAT：指導主事、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーで構成され、学校の生活指導にかかわる課題解決力を向上するため、関係部局や諸機関との連携を図りながら組織的な支援を行う仕組み。令和 7 年度からは、新たに心理士や警察 OB 等の職員を加え、多様化・複雑化した様々な学校問題への支援を強化する

修正後

8 教育相談体制の充実

不登校児童生徒の増加とともに相談内容も多様化しているため、児童生徒一人ひとりの相談に適切かつ早急に対応するには、学校内外の教育相談体制を強化していく必要があります。このため、児童生徒が学校で身近に相談できるスクールカウンセラー^{※1}の配置日数を拡充し、スクールソーシャルワーカー^{※2}を拠点となる学校に配置し近隣校を巡回する方式への変更を段階的に進めることで、学校や地域の実情に応じた支援に取り組んでいきます。さらに、各学校で教育相談コーディネーターとして指名された教員が中心となって、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら児童生徒が抱える問題に対応できるよう、学校への助言等による支援を行っていきます。

また、いじめ重大事態が複数発生したことやいじめ認知件数の増加傾向などを踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する「杉並区いじめの防止等に関する条例」を制定しました。これに伴い、条例の基本理念等に関する普及啓発を行います。加えて、いじめの未然防止のため、いじめに関する授業の充実を図るとともに、児童生徒1人1台専用タブレット端末を活用したアンケート^{※3}の実施校数を増やすほか、教員の職層に応じたいじめに関する研修を拡充し、いじめの早期発見に取り組みます。さらに、教育委員会の附属機関である「いじめ問題対策委員会」に調査部会・専門調査員を設置し、調査審議体制を強化することで、いじめ重大事態への迅速な対応を行い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう取り組みます。

このほか、学校の多様化・複雑化した問題に、早期に対応するために、これまで組織的な学校支援を行ってきた済美教育センター「教育SAT^{※4}」について、心理士等の職員を加え、「学校問題対応支援係(愛称: CEDAR)」として本庁組織に新たに設置し、体制を強化します。加えて、法的側面からの支援を充実させていくため、非常勤職員として学校問題対応専任弁護士の配置を進めていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
教育相談の体制等整備【実】	スクールカウンセラーの配置 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校
	スクールソーシャルワーカーの派遣 小中学校全校	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣
	教育相談コーディネーターの指名 小学校 4 校 中学校 4 校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校
	済美教育センターにおける教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施
いじめ対策の充実【実】	-	杉並区いじめの防止等に関する条例 検討・制定	杉並区いじめの防止等に関する条例 普及啓発	杉並区いじめの防止等に関する条例 普及啓発	杉並区いじめの防止等に関する条例 検討・制定 普及啓発
	いじめに関する授業実施 小中学校全校	いじめに関する授業実施 小中学校全校	いじめに関する授業実施 小中学校全校 弁護士による授業の実施 小学校 4 年生 中学校 1 年生	いじめに関する授業実施 小中学校全校 弁護士による授業の実施 小学校 4 年生 中学校 1 年生	いじめに関する授業実施 小中学校全校 弁護士による授業の実施 小学校 4 年生 中学校 1 年生
	-	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート実施	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート 実施校数の拡大	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート 実施校数の拡大	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート 実施校数の拡大
	教員の職層に応じた研修実施	教員の職層に応じた研修実施	教員の職層に応じた研修 実施・拡充	教員の職層に応じた研修 実施・拡充	教員の職層に応じた研修 実施・拡充
いじめ重大事態への対処	いじめ問題対策委員会の見直し検討	いじめ問題対策委員会の見直し 検討・実施	いじめ問題対策委員会の見直し 部会・専門調査員の設置・運用	いじめ問題対策委員会の見直し 部会・専門調査員の運用	いじめ問題対策委員会の見直し 検討・実施 部会・専門調査員の設置・運用
教育SAT体制の充実【実】	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実
	-	-	<u>学校問題対応専任弁護士の配置 検討</u>	<u>学校問題対応専任弁護士の配置 配置</u>	<u>学校問題対応専任弁護士の配置 検討・配置</u>

- ※1 スクールカウンセラー：いじめや不登校等の未然防止や解決、学校内の教育相談体制の充実のために配置している心理職の専門家
- ※2 スクールソーシャルワーカー：問題を抱えた子どもと家庭・地域・学校・関係機関等に対して調整・仲介役としての役割を担い、子どもを取り巻く様々な環境に働きかけ、子どもの生活改善を支援する福祉の専門家
- ※3 児童生徒1人1台専用タブレット端末を活用したアンケート：インターネット環境を活用し、教員が児童生徒の状態を多角的に把握することを目的としたアンケート。アンケート結果を可視化し、いじめや不登校等の早期発見に繋げる
- ※4 教育 SAT：指導主事、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーで構成され、学校の生活指導にかかわる課題解決力を向上するため、関係部局や諸機関との連携を図りながら組織的な支援を行う仕組み。令和 7 年度からは、新たに心理士や警察 OB 等の職員を加え、多様化・複雑化した様々な学校問題への支援を強化する

【令和 7(2025)年度修正の理由】

非常勤職員として学校問題対応専任弁護士の配置を検討するため。

基本方針	1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります				
------	------------------------------------	--	--	--	--

現 行					
9 不登校児童・生徒支援体制の整備					
増加傾向にある不登校児童生徒一人ひとりの社会的自立を目指し、さざんかステップアップ教室※¹の運営、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童生徒に対する教育相談グループ※²の実施、引きこもり傾向のある児童生徒への支援としてふれあいフレンド※³等を活用し、きめ細かな支援の充実を図ります。また、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保するため、児童生徒 1 人 1 台タブレット端末等を活用したオンライン学習の積極的な実施や、仮想空間の試行等のICTを活用するとともに、さざんかステップアップ教室でのインターネットや動画、アプリ等を使った学習支援を行います。さらに、各区立学校で校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童生徒の居場所を校内につくり、学校における不登校児童生徒に対する支援を行っていきます。また、不登校児童生徒の新たな学習支援の場を確保することを目的として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)※⁴の設置について、具体的な検討を進めます。					
取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
さざんかステップアップ教室の運営【実】	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所	さざんかステップアップ教室の運営 整備 運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所 整備 設計 0.3 か所	さざんかステップアップ教室の運営 整備 運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所 整備 設計 0.7 か所	さざんかステップアップ教室の運営 整備 運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所 整備 設計 1 か所
ICT を活用した学びの支援【実】	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援
教育相談グループの実施【実】	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
ふれあいフレンドの派遣【実】	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
校内別室指導支援事業の実施【実】	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
学びの多様化学校の設置検討【実】	学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討

※¹ さざんかステップアップ教室: 不登校の児童・生徒が、集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室

※² 教育相談グループ: 不登校の児童・生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談

※³ ふれあいフレンド: 不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業

※⁴ 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校): 不登校児童生徒等を支援するための特別な教育課程を編成して教育を実施する学校

9 不登校児童・生徒支援体制の整備

増加傾向にある不登校児童生徒一人ひとりの社会的自立を目指し、さざんかステップアップ教室※¹の運営、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童生徒に対する教育相談グループ※²の実施、引きこもり傾向のある児童生徒への支援としてふれあいフレンド※³等を活用し、きめ細かな支援の充実を図ります。また、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保するため、児童生徒 1 人 1 台タブレット端末等を活用したオンライン学習の積極的な実施や、仮想空間の試行等のICTを活用するとともに、さざんかステップアップ教室でのインターネットや動画、アプリ等を使った学習支援を行います。さらに、各区立学校で校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童生徒の居場所を校内につくり、学校における不登校児童生徒に対する支援を行っていきます。また、不登校児童生徒の新たな学習支援の場を確保することを目的として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)※⁴の令和 10(2028)年 4 月設置に向けて検討等を進めます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
さざんかステップアップ教室の運営【実】	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所	さざんかステップアップ教室の運営整備 運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所 整備 設計 0.3 か所	さざんかステップアップ教室の運営整備 運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所 整備 設計 0.7 か所	さざんかステップアップ教室の運営整備 運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所 整備 設計 1 か所
ICT を活用した学びの支援【実】	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援
教育相談グループの実施【実】	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
ふれあいフレンドの派遣【実】	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
校内別室指導支援事業の実施【実】	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
学びの多様化学校の設置検討【実】	学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置 <u>検討</u> <u>設計</u>	学びの多様化学校の設置 <u>検討</u> <u>設計</u>

※¹ さざんかステップアップ教室: 不登校の児童・生徒が、集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室

※² 教育相談グループ: 不登校の児童・生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談

※³ ふれあいフレンド: 不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業

※⁴ 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校): 不登校生徒等を支援するための特別の教育課程を編成して教育を実施する学校

【令和 7(2025)年度修正の理由】

学びの多様化学校の設置に係る検討状況の進捗に伴い修正する。

現 行

2 区立学校の増改築

学校施設の半数が築 50 年以上を経過し老朽化が顕在化している中で、「杉並区立学校施設整備計画(第 2 次改築計画)」に基づき、計画的に改築を実施することが必要です。

このため、老朽化が進んでいる学校については、子どもたちにとって安全・安心な施設環境を確保し、教育環境や将来の学級数の変化に対して柔軟に対応可能な施設整備を進めます。また、児童・生徒だけでなく「学びのプラットフォーム」として、地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の拠点としての整備も行います。また、児童数の増加に伴い、普通教室が不足している小学校については、教育環境の向上を図るため、増築工事を実施します。さらに、特別な支援を必要とする子どもが増加しており、今後も増えていくことが見込まれるため、済美養護学校の教育環境の整備を進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後の整備のあり方・方針を策定し、方針に基づく取組を進めます。

これらの取組により、子どもたちが安全で良好な教育環境の中での学びができるよう、学校の増改築を実施していきます。

また、児童・生徒だけでなく地域にとって、省エネをはじめとする環境意識の向上が図られるよう、学校施設の整備を進めます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
富士見丘小学校の改築【実】	改築 0.4 校 環境整備工事 0.4 校	-	-	-	-
富士見丘中学校の改築【実】	改築 0.1 校 環境整備工事 0.1 校	改築 0.4 校 環境整備工事 0.4 校	改築 0.5 校 環境整備工事 0.5 校	-	改築 0.9 校 環境整備工事 0.9 校
杉並第二小学校の改築【実】	改築 0.5 校	-	環境整備工事 0.7 校	環境整備工事 0.3 校	環境整備工事 1 校
中瀬中学校の改築【実】	改築 0.3 校	改築 0.3 校	改築 0.4 校	環境整備工事 0.4 校	改築 0.7 校 環境整備工事 0.4 校
神明中学校の改築【実】	設計 0.7 校	改築 0.2 校	改築 0.1 校	改築 0.2 校	改築 0.5 校
西宮中学校の改築【実】	検討	検討	設計 0.1 校	設計 0.4 校	検討 設計 0.5 校
杉並第一小学校の改築【実】	検討	設計 0.2 校	設計 0.5 校	設計 0.3 校 改築 0.2 校	設計 1 校 改築 0.2 校
天沼中学校の改築【実】	検討	検討	設計 0.3 校	設計 0.7 校	検討 設計 1 校
杉並第六小学校の改築【実】	-	-	検討	設計 0.3 校	検討 設計 0.3 校
桃井第一小学校の改築【実】	-	-	検討	設計 0.3 校	検討 設計 0.3 校
向陽中学校の改築【実】	-	-	-	検討	検討
和田小学校の改築【実】	-	-	-	検討	検討

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
高井戸小学校の増築【実】	増築 0.4 校	増築 0.6 校	-	-	増築 0.6 校
済美養護学校の教育環境整備【実】	設計 0.5 所	増築 0.7 所	増築 0.3 所	-	増築 1 所
学校プールの整備のあり方	-	検討	検討・方針策定	適用	検討・方針策定・適用

修正後

2 区立学校の増改築

学校施設の半数が築 50 年以上を経過し老朽化が顕在化している中で、「杉並区立学校施設整備計画(第 2 次改築計画)」に基づき、計画的に改築を実施することが必要です。

このため、老朽化が進んでいる学校については、子どもたちにとって安全・安心な施設環境を確保し、教育環境や将来の学級数の変化に対して柔軟に対応可能な施設整備を進めます。また、児童・生徒だけでなく「学びのプラットフォーム」として、地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の拠点としての整備も行います。また、児童数の増加に伴い、普通教室が不足している小学校については、教育環境の向上を図るため、増築工事を実施します。さらに、特別な支援を必要とする子どもが増加しており、今後も増えていくことが見込まれるため、済美養護学校の教育環境の整備を進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後の整備のあり方・方針を策定し、方針に基づく取組を進めます。

これらの取組により、子どもたちが安全で良好な教育環境の中での学びができるよう、学校の増改築を実施していきます。

また、児童・生徒だけでなく地域にとって、省エネをはじめとする環境意識の向上が図られるよう、学校施設の整備を進めます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
富士見丘小学校の改築【実】	改築 0.4 校 環境整備工事 0.4 校	-	-	-	-
富士見丘中学校の改築【実】	改築 0.1 校 環境整備工事 0.1 校	改築 0.4 校 環境整備工事 0.4 校	改築 0.5 校 環境整備工事 0.5 校	-	改築 0.9 校 環境整備工事 0.9 校
杉並第二小学校の改築【実】	改築 0.5 校	-	環境整備工事 0.7 校	環境整備工事 0.3 校	環境整備工事 1 校
中瀬中学校の改築【実】	改築 0.3 校	改築 0.3 校	改築 0.4 校	環境整備工事 0.4 校	改築 0.7 校 環境整備工事 0.4 校
神明中学校の改築【実】	設計 0.7 校	改築 0.2 校	改築 0.1 校	改築 0.2 校	改築 0.5 校
西宮中学校の改築【実】	検討	検討	設計 0.1 校	設計 0.4 校	検討 設計 0.5 校
杉並第一小学校の改築【実】	検討	設計 0.2 校	設計 0.5 校	設計 0.3 校 改築 0.2 校	設計 1 校 改築 0.2 校
天沼中学校の改築【実】	検討	検討	設計 0.3 校	設計 0.7 校	検討 設計 1 校

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
杉並第六小学校の改築【実】	-	-	検討	検討	検討
桃井第一小学校の改築【実】	-	-	検討	設計 0.3 校	検討 設計 0.3 校
向陽中学校の改築【実】	-	-	-	検討	検討
和田小学校の改築【実】	-	-	-	検討	検討
高井戸小学校の増築【実】	増築 0.4 校	増築 0.6 校	-	-	増築 0.6 校
済美養護学校の教育環境整備【実】	設計 0.5 所	増築 0.7 所	増築 0.3 所	-	増築 1 所
学校プールの整備のあり方	-	検討	検討	検討・方針策定・適用	検討・方針策定・適用

【令和 7(2025)年度修正の理由】

杉並第六小学校について、改築検討期間の延長によるスケジュールの見直しに伴い修正する。学校プールの整備のあり方については、令和 7(2025)年度民間プール活用の可能性を調査し、令和 8(2026)年度に試行実施した結果を踏まえ、方針を策定する。

現 行

4 区立学校における働き方改革の推進

教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな課題となっており、教員が心身の健康を保持しながら本来の業務である学習指導や生活指導等に集中できる環境を整えることが必要です。

そのため、平成 30(2018)年度から進めている業務改善や意識改革の取組を継続しつつ、副校長校務支援員^{※1}やスクール・サポート・スタッフ^{※2}の配置に加え、情報通信技術(ICT)支援員^{※3}の配置拡大や区費教員^{※4}を活用した小学校における教科担任制の実施、エデュケーション・アシスタント^{※5}の小学校への配置により、教員の負担軽減を図ります。また、校務支援システム^{※6}を適切に運用するとともに、新たに都費教職員・区費教職員向けの庶務事務システム^{※7}の導入準備を着実に進め、デジタル化による学校業務の効率化に向けた取組を進めます。加えて、勤務時間外の業務削減を図るための学校代表電話の音声自動応答メッセージを引き続き適切に運用するとともに、教員の休暇取得を促進し、心身の健康の増進を図るため夏期休業期間中に教員が勤務しない「学校閉庁日」を引き続き実施し、教員の負担軽減を図ります。

これらの取組により、区立学校における働き方改革を総合的に推進し、質の高い教育の持続発展につなげていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
区費教員の効果的な配置・活用【実】	小学校における教科担任制の実施 10 校 特別支援教育等の充実 実施	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 20 校) 特別支援教育等の充実 実施	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 30 校) 特別支援教育等の充実 実施	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 40 校) 特別支援教育等の充実 実施	小学校における教科担任制の実施 30 校 (累計 40 校) 特別支援教育等の充実 実施
情報通信技術(ICT)支援員の配置【実】	配置 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校
副校長校務支援員の配置【実】	副校長校務支援員の配置 16 校	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》
スクール・サポート・スタッフの配置【実】	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校
エデュケーション・アシスタントの配置【実】	-	-	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校
学校における業務のデジタル化の推進【実】	学校庶務事務システム導入検討	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入準備	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入・運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入準備・導入・運用 小中学校全校 特別支援学校
校務支援システムの運用	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
学校代表電話の音声自動応答メッセージの運用	小中学校全校特別支援学校	小中学校全校特別支援学校	小中学校全校特別支援学校	小中学校全校特別支援学校	小中学校全校特別支援学校
	運用時間等の検討	運用時間等の検討	運用時間等の検討	運用時間等の検討	運用時間等の検討
学校閉庁日の実施	学校閉庁日の実施 小中学校全校特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校特別支援学校

※1 副校長校務支援員:区立学校の副校長の業務(職員の出退勤状況の確認や休暇・出張の処理等)の補助を行う会計年度任用職員。なお、会計年度任用職員とは、地方公務員法の規定に基づき任用される非常勤職員のこと

※2 スクール・サポート・スタッフ:区立学校の教員の事務負担を軽減するため、主に学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・配布準備等の事務作業等を行う会計年度任用職員(学校教育法施行規則における「教員業務支援員」としての位置付け)

※3 情報通信技術(ICT)支援員:区立学校の教員の ICT 活用能力を高め、充実した学習活動を支援するため、区が委託した支援員が各学校を定期的に巡回し、ICT 機器の整備、ICT を活用した授業の補助等を行う

※4 区費教員:区が独自に採用し、給与の負担をする教員(東京都内の公立学校に配置される教員は、東京都が採用及び給与負担を行うことが原則)

※5 エデュケーション・アシスタント:区立小学校での授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るために第1学年から第3学年のいずれかの学年の学級担任を補佐し、副担任相当の業務を行う会計年度任用職員

※6 校務支援システム:子どもたちの学籍・成績・保健管理、各種帳票の出力、校務管理及び校内や学校間でのグループウェアとして利用している統合型システム

※7 庶務事務システム:出退勤の記録や休暇・出張・超過勤務などの処理を電子的に行うもの

修正後

4 区立学校における働き方改革の推進

教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな課題となっており、教員が心身の健康を保持しながら本来の業務である学習指導や生活指導等に集中できる環境を整えることが必要です。

そのため、平成 30(2018)年度から進めている業務改善や意識改革の取組を継続しつつ、副校長校務支援員^{※1}やスクール・サポート・スタッフ^{※2}の配置に加え、情報通信技術(ICT)支援員^{※3}の配置拡大や区費教員^{※4}を活用した小学校における教科担任制の実施、エデュケーション・アシスタント^{※5}の小学校への配置により、教員の負担軽減を図ります。また、校務支援システム^{※6}を適切に運用するとともに、新たに都費教職員・区費教職員向けの庶務事務システム^{※7}の導入準備を着実に進め、デジタル化による学校業務の効率化に向けた取組を進めます。加えて、勤務時間外の業務削減を図るための学校代表電話の音声自動応答メッセージを引き続き適切に運用するとともに、教員の休暇取得を促進し、心身の健康の増進を図るため夏期休業期間中に教員が勤務しない「学校閉庁日」を引き続き実施し、教員の負担軽減を図ります。

これらの取組により、区立学校における働き方改革を総合的に推進し、質の高い教育の持続発展につなげていきます。

なお、働き方改革の一層の推進に向け、令和 8(2026)年 4 月 1 日施行の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という。)第 8 条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「実施計画」という。)を策定するにあたり、杉並区教育ビジョン 2022 推進計画の一部取組を実施計画として位置付けるため、20 頁以降に対象の取組を再掲します。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
区費教員の効果的な配置・活用【実】	小学校における教科担任制の実施 10 校	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 20 校)	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 30 校)	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 40 校)	小学校における教科担任制の実施 30 校 (累計 40 校)
	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
情報通信技術(ICT)支援員の配置【実】	配置 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校
副校長校務支援員の配置【実】	副校長校務支援員の配置 16 校	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》
スクール・サポート・スタッフの配置【実】	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校
エデュケーション・アシスタントの配置【実】	-	-	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校
学校における業務のデジタル化の推進【実】	学校庶務事務システム導入検討	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入準備	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入・運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入準備・ 導入・運用 小中学校全校 特別支援学校
校務支援システムの運用	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校
学校代表電話の音声自動応答メッセージの運用	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討
学校閉庁日の実施	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校

- ※1 副校長校務支援員:区立学校の副校長の業務(職員の出退勤状況の確認や休暇・出張の処理等)の補助を行う会計年度任用職員。なお、会計年度任用職員とは、地方公務員法の規定に基づき任用される非常勤職員のこと
- ※2 スクール・サポート・スタッフ:区立学校の教員の事務負担を軽減するため、主に学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・配布準備等の事務作業等を行う会計年度任用職員(学校教育法施行規則における「教員業務支援員」としての位置付け)
- ※3 情報通信技術(ICT)支援員:区立学校の教員の ICT 活用能力を高め、充実した学習活動を支援するため、区が委託した支援員が各学校を定期的に巡回し、ICT 機器の整備、ICT を活用した授業の補助等を行う
- ※4 区費教員:区が独自に採用し、給与の負担をする教員(東京都内の公立学校に配置される教員は、東京都が採用及び給与負担を行うことが原則)
- ※5 エデュケーション・アシスタント:区立小学校での授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るために第 1 学年から第 3 学年のいずれかの学年の学級担任を補佐し、副担任相当の業務を行う会計年度任用職員
- ※6 校務支援システム:子どもたちの学籍・成績・保健管理、各種帳票の出力、校務管理及び校内や学校間でのグループウェアとして利用している統合型システム
- ※7 庶務事務システム:出退勤の記録や休暇・出張・超過勤務などの処理を電子的に行うもの

【令和 7(2025)年度修正の理由】

令和 8(2026)年 4 月 1 日施行の給特法第 8 条に基づく実施計画の策定にあたり、杉並区教育ビジョン 2022 推進計画の一部取組を実施計画として位置付けるため。

現 行
新規

修正後

■杉並区業務量管理・健康確保措置実施計画

教員の働き方を考え、子どもと向き合うことのできる環境を整備し、教育の質の一層の向上につなげるため、給特法第 8 条に基づき、「実施計画」を策定します。

実施計画目標：

令和 11(2029)年度末までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減

令和 8(2026)年度末までに「子どもと向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合」を 60.0%に向上※

※基本方針 4「4 計画の指標」より再掲

業務量管理・健康確保措置の内容：

以下に再掲する杉並区教育ビジョン 2022 推進計画における取組

(1)「基本方針 1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります」より再掲

計画事業「2 外国人等に対する教育的支援」	
取組項目	掲載先
帰国・外国人児童生徒日本語指導の実施【実】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 6(2024)年 5 月)P.19

計画事業「5 部活動の充実」	
取組項目	掲載先
「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動※1の実施【実】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 8(2026)年 3 月一部修正)P.3
部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討【実】	
部活動活性化事業※3の実施【実】	
部活動指導員の配置【実】	
外部指導員の配置【実】	

計画事業「6 特別支援教育の充実」	
取組項目	掲載先
学習支援教員の配置【実】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 8(2026)年 3 月一部修正)P.7
通常学級支援員の配置【実】	
通常学級介助員ボランティアの配置【実】	

計画事業「8 教育相談体制の充実」	
取組項目	掲載先
教育相談の体制等整備【実】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 8(2026)年 3 月一部修正) P.9～10
教育SAT体制の充実【実】	

※1 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動：最終的に地域クラブ活動に移行できるように、技術指導の他、大会の引率・審判の実施等を事業者に委託し、実施する活動

※3 部活動活性化事業：技術指導を事業者に委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

(2)「基本方針 2 一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します」より再掲

計画事業「5 地域と学校の協働活動の充実」	
取組項目	掲載先
地域学校協働活動推進員※1の配置【実】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 6(2024)年 5 月)P.35

※1 地域学校協働活動推進員:地域学校協働活動に関して、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言等の援助を行う者

(3)「基本方針 3 学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります」より再掲

計画事業「6 通学路安全対策の推進」	
取組項目	掲載先
通学案内・交通指導の実施	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 6(2024)年 5 月)P.45

(4)「基本方針 4 区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます」より再掲

計画事業「4 区立学校における働き方改革の推進」	
取組項目	掲載先
区費教員の効果的な配置・活用【実】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 8(2026)年 3 月一部修正) P. 18～19
情報通信技術 (ICT) 支援員の配置【実】	
副校長校務支援員の配置【実】	
スクール・サポート・スタッフの配置【実】	
エデュケーション・アシスタントの配置【実】	
学校代表電話の音声自動応答メッセージの運用	
学校閉庁日の実施	
計画事業「6 特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実」	
取組項目	掲載先
特別支援教育に係る校内体制の充実(個別の学び支援システム)	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 7(2025)年 5 月一部修正) P.27
計画事業「7 学校施設の有効活用の推進」	
取組項目	掲載先
学校施設の有効活用【実】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 7(2025)年 5 月一部修正) P.29
計画事業「11 学校徴収金の公会計化」	
取組項目	掲載先
学校徴収金の公会計化【経】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 7(2025)年 5 月一部修正) P.30

【令和 7(2025)年度修正の理由】

令和 8(2026)年 4 月 1 日施行の給特法第 8 条に基づく実施計画の策定にあたり、杉並区教育ビジョン 2022 推進計画の一部取組を実施計画として位置付けるため。